

資格確認書の 一括発行について



2025年7月15日



全国健康保険協会 鹿児島支部

協会けんぽ

1. 目的

令和6年12月2日より健康保険証は新たに発行されなくなり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへ移行しました。

従前の健康保険証を保有している加入者については、現在は経過措置期間として健康保険証を提示することで、医療機関等で保険診療を受けられています。**しかしながら、令和7年12月2日以降は健康保険証が使用できなくなる**ことから、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者様に対しては、医療保険者等から**資格確認書を本人の申請によらず、令和7年12月1日までに交付する必要があります。**（令和6年10月29日保険課事務連絡）

以上のことから、健康保険証を保有している令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方に対して、令和7年12月1日までに資格確認書を送付します。

2. 発送スケジュール

	令和7年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
資格確認書 の一括発行		▼5/17送付対象者データ抽出		▼7/13資格喪失者データ抽出	▼7/31対象者一覧送付	▼8/8, 8/15個人宛送付		
							未着後、事業所送付 1ヶ月毎	

3. 実施概要

以下に該当する者は除きます。
①法3-2に規定される日雇特例被保険者、被扶養者
②データ抽出時にすでに発行済
③任継続加入者でR7.12.2以前に資格喪失予定の者
④データ抽出時でDV登録が行われている者

送付の対象者及び時期等については以下のとおりです。

送付対象者	健康保険証を保有している令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、令和7年4月30日時点でマイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方 ※ 約1,200万人：協会けんぽの加入者のうち、1/3の方に相当 ※ データ抽出後資格喪失したものについては、資格確認書の作成前に資格喪失データと突合し送付しない。	
データ抽出日	①送付対象者：令和7年5月17日（土） ※ 加入者情報はR7.5.16(金)時点	②資格喪失者：令和7年7月13日（日）（鹿児島） ※加入者情報はR7.7.11(金)
送付時期	令和7年7月下旬～令和7年10月下旬（予定） ※ 資格確認書送付(鹿児島)①R7.8.8 ②R7.8.15 ※ 送付対象者がいらっしゃる事業所様には「対象者一覧表」を令和7年7月31日(木)に送付。	
送付方法	・世帯単位で被保険者住所に送付 ※ 特定記録郵便 ※ 資格確認書の送付用封筒1通につき、資格確認書4枚を同封。送付対象者が5名以上の場合は、複数に分かれます。 ※ 不着となった場合、事業所様宛に再送付します。	
送付物	・送付書兼資格確認書貼付台紙 ・資格確認書 ・説明用チラシ ・個人情報保護シール ・返信用封筒（資格喪失者分を返送していただくための返信用封筒） ※ 被保険者住所に送付後、不着となった場合、事業所へ送付文書と上記送付物を併せて送付します。	

資格確認書をお送りいたします

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、**マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。**

資格確認書とは

マイナ保険証をお持ちでない場合※に、医療機関等へ資格確認書を提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

※マイナ保険証をお持ちでない場合とは以下のことをいいます。

- ・マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナンバーを提出していない
- ・健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

対象者

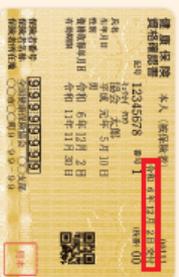
現在、健康保険証をお持ちの方(令和6年11月30日までに加入された方)であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない加入者様

Q なぜ家族全員分の資格確認書がないの？

資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない加入者様にお送りしています。なお、お送りする資格確認書が5枚以上の場合は、複数の封筒に分けてお送りしています。

Q 資格確認書を持っているけど新たに届いた。どっちを使えばいいの？

資格確認書の右上にある交付年月日をご確認いただき、新しい日付のものを使用してください。なお、古い日付のものについては同封の返信用封筒にてご返却ください。



Q 今持っている健康保険証はどうしたらいいの？

令和7年12月1日までは健康保険証を使用することができますが、令和7年12月2日以降は健康保険証として使用することができなくなるため、ご自身で破棄してください。なお、令和7年12月1日までに退職等で当協会の健康保険の資格を喪失した場合は、事業所にご返却ください。(任意継続のご加入者様が就職等により任意継続の資格を喪失する場合は、[任意継続被保険者資格喪失申出書]と併せて当協会にご返却ください。)

資格確認書が届いた時点で当協会に加入されていない場合は、同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。

※ご返却いただきました資格確認書は使用できないため、速やかに廃棄します。同封の返信用封筒は資格確認書の返却目的以外には使用しないでください。



外国語版の
チラシはこちら



医療機関等の受診は

マイナ保険証で



※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの

ステップ
1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。(本人が同意した場合のみ)

ステップ
2

手続きなしで高額な窓口負担が不要!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。

従来の保険証では



従来の保険証では



マイナ保険証なら



マイナ保険証なら



手続きは
簡単！

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは？

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

保険証利用の登録はここです

スマホで
簡単!



マイナンバー

受診時に
機軸に
できます!



医療機関等窓口のカードリーダー

カードを
かざし、4桁の
暗証番号を
入れるだけ!



セブン銀行ATM

マイナンバーで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告にもご利用いただけます。

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は二次元コードからご確認ください。
厚生労働省作成動画▶【どうやって申し込むの? 今すぐできる! 簡単申込編】



マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況は、
マイナンバーポータル(右の二次元コード)で確認することができます。

マイナンバーポータル



4. お願い（周知）事項

- ① 資格確認書とは、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方が、医療機関等へ提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる重要なカードであること。
- ② 被保険者（従業員）様のご自宅に送付しますが、宛所不明等の理由により不着となった場合、事業所様に送付しますので、速やかに配付いただきたいこと。
- ③ 詳細についてお問い合わせがございましたら、協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル（0570-015-369）にお問い合わせいただきたいこと。